

# 意 見 交 換

## 共生型サービスにかかる基準条例に関する意見交換会

### 意見交換のポイント

#### 1 共生型サービスにおけるサービスの質をいかに担保するか。

- ・共生型サービスの指定の特例とは、「既指定サービス」の人員・設備基準を満たしていることを持って、「共生型サービス」の指定を行うこと。  
→ 「共生型サービス」事業所においては、通常サービス提供する場合の職種等は配置されていない（配置した場合、報酬上加算で評価）ため、共生型サービスにおいて提供されるサービスの質の担保が課題。
- ・特に、障害児通所支援（児童発達支援、放課後デイ）においては、近年従業者の資格要件、実務経験要件等の厳格化を図ったところであり、共生型障害児通所支援を行う場合の質の担保をいかに行うか。

#### 2 サービスの質の担保のため、基準条例に規定が必要な事項は何か。

（サービスの質の向上に向けた取り組み）

- ・共生型サービスの指定基準条例においては、共生型サービスの専門性の担保のため、国の省令に沿って「通常の指定基準を満たす施設・事業所等からの技術的支援を受けていること」を盛り込む予定  
(具体例：「共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他関係施設から必要な技術的支援を受けていること。」)
- ・介護保険、障害福祉、障害児サービスのいずれについても、各保健所における実地指導を実施。
- ・また、障害児通所支援については、支援内容の質の向上を図るために、国において「放課後等デイサービス（児童発達支援）ガイドライン」が整備され、府からもガイドラインの周知及び遵守を呼び掛けているところ。